

議案第 5 号

君津市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年 8 月 2 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料に関する規定を整備するため、君津市保育園の設置及び管理に関する条例（平成 1 0 年君津市条例第 1 4 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

君津市保育園の設置及び管理に関する条例（平成 10 年君津市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の見出しを「（利用者負担金）」に改め、同条中「保育料」を「利用者負担金」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

君津市保育園の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<u>(利用者負担金)</u> 第7条 保育園に入園した子どもの扶養義務者は、規則で定める額の<u>利用者負担金</u>を納入しなければならない。ただし、市長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、その<u>利用者負担金</u>の全部又は一部を免除することができる。	<u>(保育料)</u> 第7条 保育園に入園した子どもの扶養義務者は、規則で定める額の<u>保育料</u>_____を納入しなければならない。ただし、市長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、その<u>保育料</u>_____の全部又は一部を免除することができる。